

1. 平成21年度から今回の法改正に至るまで技能労務職員の定員は683人減少している。そのうち警備業務に従事する者の減少数はいくらか。当該減少分を外注によって補ったのであれば、その数字も教えて欲しい。この二つの数字につき、可能であれば全国の数字だけでなく東京地裁、家裁の管内の数字も教えて欲しい。
(最高裁判所)
2. 最近の東京家裁前の殺人事件に関し、裁判所として警備面等で反省すべき点はないのか(最高裁判所)
3. 転職により地方圏から大都市圏に外国人材が移住し、地方の人手不足が深刻化することを防ぐための措置が不十分ではないか(法務大臣)
4. 介護報酬は都市部の方が制度上高くなっており、他の業種よりもさらに外国人材が大都市圏に集中するのではないか(厚生労働省政府参考人)
5. 地方ごとないし受入れ機関ごとに受け入れ枠を定めた方がいいのではないのか
(法務大臣)
6. 受入れ機関が外国人材と日本人との賃金水準を同等にしているかどうかを判断するにあたり、同じ業務に従事する期限の定めのない雇用契約に基づく日本人の社員の賃金と同一でもよいのか(厚生労働省政府参考人)
7. 受入れ機関が登録支援機関に支払う委託料水準のガイドラインが必要ではないのか
(法務大臣)
8. 特定技能1号の外国人材は、技能実習2号から移行する際に受入れ機関が費用を負担して一時帰国させるべきではないのか(法務大臣)
9. 全国約100か所の外国人の相談窓口の準備状況はどうなっているのか(法務大臣)
10. 法科大学院の集中改革期間の成果を検証する際、累積合格率7割以上の達成を表面的な数値で判断しても無意味ではないか(文部科学省政府参考人)
11. 法改正が実現した場合、大学1年から法曹養成教育を受け、飛び級で法科大学院に進学すれば、法科大学院を修了していなくても大学入学から丸4年で司法試験が受験できるようになる。その目的は何か(文部科学省政府参考人)
12. 法改正が実現すれば、司法修習はいつから始まるのか(法務大臣、最高裁判所)

13. 法改正が実現すれば、予備試験を経て司法試験に合格した者や法科大学院修了後に司法試験に合格した者は、司法修習の開始時期が従来より遅れるのではないか
(法務大臣、最高裁判所)
14. その結果、大学1年から司法試験に特化した勉強を重ね、法科大学院在学中に司法試験合格を目指す者が主流となり、法学部も法科大学院も当初の理念と著しく異なる姿となるのではないか (文部科学省政府参考人)
15. 法科大学院を修了せずとも大学入学から最短4年で司法試験に合格する実力をつけさせられるのであれば、法学部の法曹養成教育を充実させれば足り、経済的負担の大きい法科大学院入学を求める必要はないのではないか
(文部科学省政府参考人)
16. 法科大学院修了を司法試験の受験資格としないのであれば、法科大学院修了者と同等の能力があるか否かをみる予備試験も不要ではないか (法務大臣)
17. 法科大学院を中核とする法曹養成制度の失敗を素直に認め、法科大学院入学者を増やすのではなく、法曹志願者を増やすことが重要ではないか (法務大臣)
18. その見地から、司法試験の受験資格制限をなくして志願者の増加を図り、法科大学院には法曹養成教育だけでなく司法修習、リカレント教育、一般向け教育の役割を担わせるべきではないか (法務大臣)

以 上

※配布資料あり

質問と資料は、追加になる場合があります。